

議案第43号

債権の放棄について（港湾局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市大正区鶴町5丁目4番28号
株式会社 秋篤鉄工所
- 2 債 権 の 内 容 大阪市大正区鶴町5丁目4番6の土地の賃貸借契約に基づく
賃料に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金9,355,545円及びこのうち金6,808,345円に対する遅延損害
金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が会社法の規定により解散したとみなされており、株
主総会の決議により株式会社を継続することができる期間も
経過していることから、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがなく、かつ、債務者に差し押さえることができる
財産があることが確認できないことから、当該債権を回収で
きる見込みがないため

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務者に対する土地の賃貸借契約に基づく賃料に係る債権を放棄するため、この案を提出する
次第である。